【資料７】

総合体育館、北総合体育館及び市体育館　清掃実施基準

１　清掃箇所と面積

資料８「清掃面積表」を参考に清掃業務を実施すること。なお、利用者に不快の念を抱かせることのないよう、作業時間帯や作業内容に留意すること。

２　実施基準

（１）日常清掃

１日に１回以上の頻度で行い、共用部分や清掃実施日の開放場所に応じた清掃を行うこと。特に、更衣室、シャワー室、トイレ等の水周りについては、臭気の発生を未然に防ぎ、常に衛生的な環境を保つよう留意すること。また、消耗品の不足が発生しないように適宜補充すること。

《日常清掃の範囲》

ア　施設入口周辺及び通路、階段、エレベーター等の共用部分
イ　更衣室、シャワー室、トイレ等の水周り
ウ　建具、壁面清掃
エ　当日の開放施設・用具
オ　流し、鏡、衛生陶器、備品、マット、衛生消耗品補充
カ　塵芥処分、塵芥容器清掃

（２）定期清掃

日常清掃のほか、次に掲げる項目について定期的に清掃を行う。

ア　表面洗浄、ワックスがけ、しみ取り
イ　照明器具、空調吹出口、ブラインド清掃
ウ　外周部ガラス、側溝

（３）業務内容

ア　清掃業務における作業内容は、概ね次のとおりとする。

種　別	主な作業内容	
弾性床及び硬質床	除塵、補修、洗浄（体育室の木質床にはワックスを掛けないこと）※注	
繊維床	除塵、しみ取り、補修（スポットクリーニング）、洗浄（全面クリーニング）	
床以外の清掃	壁、手摺、金属	部分拭き、除塵
	フロアマット	除塵、洗浄
	扉ガラス	部分拭き、洗浄
	什器備品、建具、鏡	除塵、拭き
	ゴミ箱	塵芥処理、容器清掃
	建具、鏡	除塵、拭き
	衛生陶器、水周り品	洗浄、拭き

建物外側	窓ガラス洗浄 玄関周り・構内の除塵、掃きとり 雨樋、屋根、壁の高水圧洗浄

※体育室等床板については、床板の剥離による負傷事故を防止するため、文部科学省の通知（「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」（平成２９年５月２９日付施施企第２号））に記載されている趣旨を踏まえ、市からの要請に協力すること。

特に、清掃においては、木製床を清潔に保ち、水分の影響を最小限とすることとされていることに留意すること。

イ　水周りの清掃

シャワー室等の水周りについては、適時の清掃を行い、湿気対策を充分に行い、苔、カビの発生を未然に防ぎ、日常清掃の他に適時に清掃を行うこと。